

緊急事態宣言延長による 令和3年度第一次補正予算に関する提言

令和3年3月

衆議院議員 山本幸三

衆議院議員 安藤 裕

緊急事態宣言が延長となり、国民はいつ終わるともわからないコロナ禍の中で不安に駆られながらも、懸命に感染拡大防止に協力している。しかし、経済的にも精神的にも疲弊し、限界に近づいている。これは内閣支持率にも如実に表れている。

この批判を覆すためにも、緊急事態宣言が延長されるにあたり、真に必要とされる強大な経済対策を実行し、全国民を経済的被害から救済する必要がある。

この際の救済措置は、「やり過ぎるリスクよりも足りないリスクのほうが危険である」と認識し、「ここまでやるか!」と言われるくらいのものでなければならない。やり過ぎは是正できる。しかし、支援不足により企業が倒産・廃業に追い込まれれば、日本経済の生産能力が失われ取り返しがつかなくなる。日本経済のV字回復は不可能となり、アジアの経済大国は中国一国という事態を招きかねない。更に、日本の優良な企業が中国資本をはじめとする外資に買い占められ、事実上の植民地化されてしまう恐れすらある。また、失業者の増加は自殺者や犯罪の増加につながり、深刻な社会不安を惹起する。

これらを未然に防止し、日本経済のコロナ後のV字回復のためにも、徹底的な補償と救済が必要である。財務省は抵抗するだろうが、政治決断で撥ね除けなければ、支持率上昇はとて見込めないことを認識すべきである。

以下、令和3年度第一次補正予算について提言する。

内 容

昨年新型コロナウイルス蔓延拡大以降の全国・全業種の事業者の損失を国において全額給付(補償)する。(コロナショックの影響は全国においてあらゆる業種に及び、なおかつ、コロナショックによる減収が特定できない。そのため、減収理由を問わず全国全業種を救済する。)

なお、ここでいう「損失」とは、令和元年終了事業年度税務申告時課税所得と本年度課税所得との差額とする。(特例として令和2年及び令和3年開始事業については固定費の一定割合を支給する。)

手 法

今回の対策は、コロナショックによってGDPに相当の減少が生ずることが想定される。当面、GDPの20%が損なわれることを想定し、新規国債発行によりGDPの20%に相当する100兆円を調達し、これを給付に充てる枠組みを設定する。(特別会計でも可) 日本銀行は、金融政策上国債購入を必要としており、その結果、将来の税負担は生じない。

これにより、国民を経済的不安から解放し、企業の倒産・廃業を防ぎ、個別の経営体の経営体力の低下を防ぐことによって日本経済の生産力を温存し、コロナショック終了後の反転攻勢時に一気に加速できる体制を保持することができる。

尚、100兆円枠には、個人に対する生活補償を目的とする現金給付も含む。

実務イメージ

1. 事業者支援

事業者は、税務申告時に、前年度課税所得と本年度課税所得との差額の給付金を申請。

公認会計士あるいは税理士の証明があれば、無審査で可及的速やかに支給。

後日税務調査と同様の調査で不正行為を防止する。

〈メリット〉

すべての固定費が賄え、雇用調整助成金による賃金補填・税金・社会保険料の支払い猶予、家賃の減免交渉など細かい調整が一切不要となる。

ここまでやらなければ、借入金返済や家賃支払、将来の設備投資計画に支障を来し、**金融不安を引き起こすとともに不動産価格の下落から資産デフレを引き起こし、経済回復の大きな足かせとなる。**

〈時期〉

3月決算法人の5月申告に間に合うように制度設計と予算措置。2月以前決算法人も給付金申請を可能とする。個人事業主も確定申告には間に合わないので、後日給付金申請。

当面、令和2年4月期から令和4年3月期決算法人を対象とする。個人事業主は令和2年分と令和3年分の所得を対象とする。

2. 家計支援

現役世代に一律10万円給付(年金は減っていないことから年金受給者は除外する)。これは給与所得として課税対象とし、高額所得者は所得税納税により国庫へ一部返納してもらう。給与所得とすることで、学生等所得の少ない人は当然に課税所得が生じない。

低額所得者(例えば住民税非課税世帯)には、更に10万円上乗せ支給(これは年金受給者も含むものとし、非課税措置を講ずる)。

(問い合わせ先:衆議院議員 安藤裕事務所 電話:03-3508-7409 FAX:03-3508-3889)

事業者の課税所得のイメージ

申告時課税所得

+ 償却費

+ 固定資産除却・売却損等特別損失

- 固定資産売却益・保険解約益等特別利益

補償対象所得 × 80%

法人は令和元年 12 月以前終了事業年度を対象とし、前 3 年間の平均課税所得。

個人は令和元年分以前 3 年分所得税申告書の譲渡所得を除く申告所得をベースとする。(定年退職等により収入が減少した者は基本的には対象外とする。)